

## 富士川町一般競争入札参加資格設定要領

### 1 目的

この要領は、一般競争入札の執行にあたって、地域を支える中小建設企業の受注機会に配慮しつつ、公正で透明な競争が確保できるよう、一般競争入札の入札参加資格の設定について必要な事項を定める。

### 2 対象工事

この要領は、町が一般競争入札により実施する建設工事を対象とする。

### 3 入札参加資格の設定

当該入札に応札が可能な業者数が20～30者以上を目安として、次に掲げる入札参加資格の設定を行う。

#### (1) 本店所在地

ア 下表にある業種は、下表を原則とする。ただし、アスファルト舗装工事については、「県内に実質的に運営管理を行っているアスファルトプラントを保有する者」を加えることができる。この場合の運営管理とは、プラント施設を直接管理してアスファルト混合物の品質に責任を負っている者とし、保有とは、プラント権利の過半を所有しているものをいうものとする。

イ 鋼構造物及び鋼橋梁工事は、本店所在地の設定をしない。

ウ 難易度が高い工事及びア、イ以外の業種については、その都度、設定する。

業種	設計金額	本店所在地
土木一式	2千万円以上	峡南建設事務所・中北建設事務所管内 ※設定業者数の目安に満たない場合は、範囲を広げること
建築一式	7千5百万円以上	
電気・管	1千万円以上	
舗装	1千万円以上	

#### (2) 企業の施工実績

施工実績は、入札の執行時から遡って最大15年の範囲内で設定することとし、土木一式工事のときは、次のとおりとし、他の業種についてもこれに準ずる。

ア 通常一般競争入札

(ア) 同じ工種、工法・型式による場合は、対象工事の5割程度の金額を施工実績とし、類似の工種、工法・型式による場合は、対象工事と同程度とする。

(イ) 施工実績の規模は、金額又は施工延長等の数量によるものとする。

イ 一般競争入札(事後審査型)

予定価格4千万円以上の工事は、原則「工事の分野」で対象工事の5割程度の金額を施工実績とし、4千万円未満の工事は、「工事の業種」で対象工事の5割程度の金額を施工実績とする。

ウ 施工実績緩和工事の試行

イによらず、一般競争入札(事後審査型)のうち、次に定める工事については、施工実績の規模を当面の間、予定価格の3割(100万円未満の端数切り捨て)に緩和する。

《対象工事》

「土木一式工事」のうち、次に該当する全ての工事

- ① 総合評価落札方式のうち、特別簡易型(I)、(II)で実施する工事
- ② 総合評価落札方式以外の一般競争入札のうち、予定価格1億円未満、かつ、技術的難易度がI・IIの工事
- ③ 総合評価落札方式以外の一般競争入札のうち、予定価格3千万円未満、かつ、技術的難易度がⅢ・Ⅳの工事

(3) 配置予定技術者の資格・施工実績

土木一式工事の場合、次のとおりとし、他の業種についても、これに準ずる。

- ア 予定価格が8千万円以上の工事は、監理技術者資格者証を有する一級土木施工管理技師を配置することを求める。
- イ 予定価格が8千万円未満の工事でも下請金額が3千万以上となることが想定される工事については、監理技術者資格者証を有する一級土木施工管理技師を配置することを求めることができる。
- ウ 予定価格3億円以上の工事は、アに加えて、配置予定技術者に企業の施工実績と同じ施工実績を求める。

(4) ISO9000(品質マネジメントシステム)の認証取得

- ア 土木一式工事の場合、予定価格1億円以上の工事は、ISO9000(品質マネジメントシステム)の認証取得を要するものとする。
- イ 他の業種については、その都度判断する。

(5) その他の入札参加資格項目

ア 総合評定値又は総合数値

予定価格1億円以上のトンネル工事及びPC上部工建設工事については、必要に応じて経営事項審査の総合評定値又は総合数値を設定することができる。その他の業種については、その都度判断する。

イ 特定建設業許可

- (ア) 下請金額が3千万円を超えることが想定される工事は、特定建設業許可を義務付ける。
- (イ) 予定価格が8千万円以上の工事は、原則として、特定建設業許可を要するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

### 「工種」、「工法・型式」

発注工事の内容に合わせ、決定する

- ・実施設計書の「工種」「種別」から選択  
新土木積算体系における「レベル2(工種)」「レベル3(種別)」
- ・コリンズの工事カルテの工種、工法・型式体系も参考とする  
(77工種、137工法・型式、工事内容の例示)

### 「工事の分野」

「道路工事」、「河川・砂防工事」、「下水道工事」等とする

#### 「道路工事」

道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、  
コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事 等

#### 「河川・砂防工事」

護岸工事、根固・水制工事、床止工事、堰(頭首工を含む)、水門工事、  
樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、  
治水ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事 等

### コリンズの工事分野(20分野)

参考とする。

河川、道路、砂防・地滑り、上水・工業用水、下水道、農業農村整備、鉄道・軌道、  
発電、空港、海岸、海洋、その他ライフライン、造園、産業廃棄物、建築、機械、  
電気、通信、その他